

2. 環境関係条例集

我孫子市環境条例

(平成9年6月26日条例第13号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策等（第8条—第22条）

第3章 生活環境の保全等に関する施策（第23条—第28条）

第4章 ばい煙等の排出等の規制

第1節 規制基準等（第29条—第33条）

第2節 特定施設及び特定作業の規制（第34条—第42条）

第3節 特定建設作業の規制（第43条・第44条）

第4節 飲食店営業等における音響機器使用等の規制（第45条—第50条）

第5章 環境審議会（第51条・第52条）

第6章 雜則（第53条—第57条）

第7章 罰則（第58条—第61条）

附則

我孫子市は、手賀沼、利根川そして古利根に囲まれた水と緑の豊かなまちで、四季のおりなす自然環境と歴史的、文化的遺産に恵まれたまちです。

私たちは、このふるさと我孫子の持つ優れた環境を積極的に保全し、さらに新たな環境を創造し、潤いと安らぎのある快適な生活環境を、時代を超えて、将来へ継承していかなければなりません。

ここに私たちは、より一層の英知と総力を結集して、この恵まれた自然と歴史的、文化的風土を活かし、人と自然が調和した環境共存型のまちづくりを進め、良好な環境の実現を図るために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めるとともに、生活環境の保全等に関する市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（4）生活環境の保全等 大気、水、地質等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ることをいう。

（5）ばい煙 次に掲げる物質をいう。

ア 燃料その他の物の燃焼によって発生するいおう酸化物

イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛、窒素酸化物、硫化水素その他の健康又は、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アに掲げるものを除く。）であって規則で定めるもの

（6）粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

（7）ばい煙等 ばい煙、粉じん、汚水、廃液、土壤の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭をいう。

（8）特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される機械及び施設のうち、ばい煙

等を発生し、及び排出し、又は飛散させる機械若しくは施設であって規則で定めるものをいう。

(9) 特定作業 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。

(10) 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生させる作業であつて規則で定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地球の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(施策等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、我孫子市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ我孫子市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するに当たり、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるものほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するための施設及び下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備及びその他自然環境の適正な整備並びに健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第15条 市は、環境の保全についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全についての施策の方等について市民等から提言を受けるための措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第19条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の実施)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

第3章 生活環境の保全等に関する施策

(自動車交通公害防止のための施策)

第23条 市は、事業者、市民及び関係機関と連携して、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善その他の自動車の使用に伴う公害を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

(生活排水対策に係る施策)

第24条 市は、生活排水の排出による河川等の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び水質の汚濁の防止を図るために必要な施策を実施するものとする。

(地下水汚染防止等のための施策)

第25条 市は、地下水及び土壤の汚染の防止並びに地下水のかん養の促進に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、地質を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等の適正管理のための施策)

第26条 市は、人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがあると認める化学物質等を有する者に対して、その排出の抑制及び適正な管理に係る対策を進めるとともに、当該化学物質等の適正な管理の普及及び啓発に努めるものとする。

(騒音、振動及び悪臭の防止のための施策)

第27条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、騒音、振動及び悪臭を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者等に対する援助措置)

第28条 市は、事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善等について必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、中小規模の事業者に対して特別の配慮を行うものとする。

3 市は、市民が行う環境への影響を低減する活動に対して必要な援助措置を講ずるように努めるものとする。

第4章 ばい煙等の排出等の規制

第1節 規制基準等

(規制基準の制定)

第29条 市長は、公害を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、我孫子市環境審議会の意見を聽かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第30条 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

(ばい煙等の測定)

第31条 特定施設を設置している者のうち規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該特定施設に係るばい煙等の量等を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 工場及び事業場において、特定物質（特定物質を含む物質を含む。）を製造し、使用し、又は保管している事業者は、定期的に土壤の汚染状態を調査する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(事故時における措置)

第32条 特定施設を設置している者は、当該特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、当該事故に係る特定施設から発生し、及び排出され、又は飛散するばい煙等の量等が規制基準に適合しないものとなったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出て、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(異常気象等の発生時における措置)

第33条 市長は、濃霧の発生、異常渇水の継続等特別の事情の発生により、ばい煙等の発生及び排出又は飛散が住民の健康を害し、又は生活環境を著しく損なうおそれがあると認めるときは、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、必要な措置をとるべきことを求めなければならない。

第2節 特定施設及び特定作業の規制

(特定施設の設置の届出)

第34条 特定施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(2) 特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地

(3) 特定施設の種類及びその種類ごとの数

(4) 特定施設の構造

(5) 特定施設の使用の方法

(6) ばい煙等の防止又は処理の方法（以下「ばい煙等の防止方法」という。）

(7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第35条 特定作業を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(2) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間

(3) 特定作業の目的に係る施設

- (4) ばい煙等の防止方法
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項の届出書には、当該特定作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。
(経過措置)
- 第36条** 一の施設が特定施設となった際、現に工場等にその特定施設を設置している者（その設置の工事をしている者を含む。）又は一の作業が特定作業となった際、現にその作業を行っている者（その作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から30日以内にそれぞれ第34条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。
- 2 第34条第2項の規定は、前項に規定する特定施設に係る届出書について、前条第2項の規定は、前項に規定する特定作業に係る届出書について準用する。
(構造等の変更等の届出)
- 第37条** 第34条第1項、第35条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第34条第1項第3号から第7号まで又は第35条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該特定施設又は当該特定作業に係るばい煙等の量等の増加を伴わない場合は、この限りでない。
- 2 第34条第2項の規定は、前項の規定による特定施設に係る変更の届出について、第35条第2項の規定は、前項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。
(計画変更勧告等)
- 第38条** 市長は、第34条第1項、第35条第1項又は前条第1項の規定による届出（騒音又は振動に係る届出を除く。以下この項において同じ。）があった場合において、この届出に係る特定施設等に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の防止方法（以下「特定施設等の使用の方法等」という。）に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。
- 2 市長は、騒音又は振動に係る第34条第1項、第35条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、この届出に係る特定施設等に係る騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。
- 3 前各項の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は当該勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
(実施の制限)
- 第39条** 第34条第1項、第35条第1項又は第37条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（騒音又は振動に係る届出にあっては30日）を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は特定施設等の使用の方法等を変更してはならない。
- 2 市長は、第34条第1項、第35条第1項又は第37条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
(氏名の変更等の届出)
- 第40条** 第34条第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第34条第1項第1号若しくは第2号又は第35条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設又は特定作業（以下「特定施設等」という。）を廃止したときは、その変更又は廃止の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 第34条第2項の規定は、前項の規定による特定施設に係る変更の届出について、第35条第2項の規定は、前項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。
(承継)
- 第41条** 第34条第1項、第35条第1項又は第37条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設を譲り受け又は借り受けた者は、当該特定施設等に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第34条第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは特定作業の目的に係る施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前各項の規定により、第34条第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善命令等)

- 第42条** 市長は、特定施設等（騒音又は振動に係るものを除く。）に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて当該特定施設等の使用の方法等の改善を命ずることができる。
- 2 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、我孫子市環境審議会の意見を聴いて当該特定施設の使用の一時停止又は当該特定作業の一時停止を命ずることができる。
- 3 市長は、特定施設等に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定施設を設置している者又は当該特定作業を行う者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、騒音若しくは振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を勧告することができる。
- 4 市長は、第38条第2項又は前項の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置し、又は特定作業を行っているときは、同条第2項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、騒音若しくは振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を命ずることができる。
- 5 第1項の規定は、第32条第1項の規定による届出をした者については、その届出に係る事故についての復旧工事に必要と認められる期間内については、適用しない。
- 6 第1項から第4項までの規定は、第36条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設等については、同項に規定する特定施設等となった日から6月間（規則で定める施設等である場合にあっては1年間）は、適用しない。ただし、その者が第37条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から60日間（騒音又は振動に係る届出にあっては30日）を経過したときは、この限りでない。

第3節 特定建設作業の規制

(特定建設作業の実施の届出)

- 第43条** 病院、学校等の施設の周辺の区域その他特に騒音又は振動の防止を図る必要がある区域であって、規則で定める区域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、当該特定建設作業の開始日の7日前までに（災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに）、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
(3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
(4) 騒音又は振動の防止の方法
(5) その他規則で定める事項
- 2 前項の届出書には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

- 第44条** 市長は、前条第1項の規則で定める区域内において行われる特定建設作業に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該建設工事を施行する者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

第4節 飲食店営業等における音響機器使用等の規制

(拡声機の使用の制限)

- 第45条** 何人も、拡声機を使用する場合であって、次の各号の一に該当するときは、拡声機の使用方法、使用の時間等について規則で定める事項を遵守しなければならない。
- (1) 病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であって規則で定める区域において商業宣伝を目的として拡声機を使用するとき。
(2) 前号に規定するもののほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するとき。
- 2 前項第2号の規定は、次の各号の一に該当する場合は、適用しない。
- (1) 法令により認められた目的のために使用するとき。
(2) 広報その他の公共の目的のために使用するとき。
(3) 官公署、学校、工場等において時報等のために使用するとき。
(4) 祭礼、盆踊り、運動会その他の社会活動において相当と認められる一時的行事のために使用すると

き。

(飲食店営業等における音響機器の使用時間の制限)

第46条 良好的な住居の環境を保全するため、静穏の保持を特に必要とする区域として規則で定める区域において、飲食店営業その他の規則で定める営業（以下「飲食店営業等」という。）を行う者は、深夜（午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。）においては、カラオケ装置その他の規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が当該営業を行う場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。

(飲食店営業等の騒音に係る改善命令等)

第47条 市長は、飲食店営業等に係る深夜等（午後7時から翌日の午前6時までの間をいう。次条において同じ。）における騒音（客の出入りに伴う騒音を含む。以下この条において同じ。）が規制基準に適合しないことにより、当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止方法の改善、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、前条の規制に違反していることにより、当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該違反行為の停止、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る利用者の責務)

第48条 深夜等において、飲食店営業等を行う場所を利用する者は、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(屋外燃焼行為の禁止)

第49条 何人も、ゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂その他の燃焼の際著しくぱい煙又は悪臭を発生するおそれのある物質を屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他ぱい煙又は悪臭の発生を最小限にする方法により燃焼させるときは、この限りでない。

(警告及び命令)

第50条 市長は、第45条の規定に違反して拡声機が使用され、又は前条の規定に違反して屋外における燃焼行為が行われていることにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第5章 環境審議会

(設置)

第51条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、我孫子市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境の保全に関して基本的事項を調査審議し、市長の諮問に応じてその実施について建議することができる。

(環境審議会の組織等)

第52条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者、利害関係人及び市民のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、我孫子市環境審議会運営規則で定める。

第6章 雜則

(苦情の相談)

第53条 市長は、公害苦情相談員を置き、公害に関する苦情について市民の相談に応じるものとする。

2 市長は、県その他の行政機関と協力して、公害に係る苦情の適切な処理に努めるものとする。

(改善等の要請)

第54条 市長は、この条例に定めのあるもののほか、事業者がぱい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭等を発生し、排出し、飛散させ、又は浸透させていることにより、人の健康若しくは生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

(報告の徴収)

第55条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ぱい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、ぱい煙等の発生及び排出又は飛散の状況、ぱい煙等の量等その他必要な事項に関し報告させることができる。

(立入検査)

第56条 市長は、この条例の施行に必要な限度において当該職員に、ぱい煙等を発生し、及び排出し、又は飛

散させる工場等に立ち入り、帳簿類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（規則への委任）

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

（罰則）

第58条 第38条第1項、第42条第1項、第2項若しくは第4項又は第47条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第59条 第34条第1項、第35条第1項若しくは第43条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第44条第2項若しくは第50条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第60条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- (2) 第32条第1項、第36条第1項、第37条第1項又は第40条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届け出をした者
- (3) 第39条第1項の規定に違反した者
- (4) 第55条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第56条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。
(我孫子市環境審議会条例の廃止)
- 2 我孫子市環境審議会条例（昭和47年条例第37号）は、廃止する。
(我孫子市公害防止条例の廃止)
- 3 我孫子市公害防止条例（昭和47年条例第40号）は、廃止する。
(経過措置)
- 4 前項の規定による廃止前の我孫子市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月23日条例第21号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月29日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(平成15年12月25日条例第22号)

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（第6条）
- 第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第7条・第8条）
- 第4章 小規模埋立事業の規制（第9条—第28条）
- 第5章 小規模埋立事業に係る土地所有者等の義務（第29条—第31条）
- 第6章 雜則（第32条—第35条）
- 第7章 罰則（第36条—第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市内における土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「土砂等の埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。

2 この条例において「小規模埋立事業」とは、土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下「埋立事業区域」という。）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等（以下「外部からの搬入土砂等」という。）による土砂等の埋立て等を行う事業であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、第1号及び第2号に規定する埋立事業区域の面積の算定に当たっては、土砂等の埋立て等を行う際に、当該埋立事業区域又は同号に規定する埋立事業区域に隣接し、若しくは近接する土地から採取した土砂等を使用して当該埋立事業区域の埋立て等を行った後、当該土砂等を採取した場所に外部からの搬入土砂等を堆積する場合においては、当該採取した土砂等により埋立て等が行われた区域の面積は、外部からの搬入土砂等により埋立て等が行われた面積とみなす。

（1） 埋立事業区域の面積が、300平方メートル以上3,000平方メートル未満であるもの

（2） 埋立事業区域の面積が300平方メートル未満で、その埋立事業区域に隣接し、又は規則で定める近接する土地において、その埋立事業区域に係る土砂等の埋立て等を行う事業を施工する日前1年以内に土砂等の埋立て等を行う事業が施工され、又は施工中の場合においては、その埋立事業区域と当該既に施工され、又は施工中の埋立事業区域の面積とが合算して300平方メートル以上となるもので、かつ、これらの埋立事業区域の土地の所有者若しくは事業者又はその両方が同一の者であるもの

（3） 埋立事業区域の面積が300平方メートル未満であって、外部からの搬入土砂等による埋立て等の高さが1メートル以上で、搬入土量が300立方メートル以上であるもの

3 この条例において「小規模一時堆積事業」とは、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模埋立事業をいう。

4 この条例において「開発行為」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する行為であって、同法第29条第1項又は第2項に規定する許可を要するものをいう。

（事業者等の責務）

第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 事業者は、埋立事業区域の周辺関係者（隣接地の所有者、周辺住民、水利権者等をいう。以下同じ。）に対し、土砂等の埋立て等に関する事業内容について事前に説明しなければならない。

3 事業者は、当該事業の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならぬ。

4 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

5 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

（土地の所有者の責務）

第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等の監視、土砂等の埋立て等に係る住民からの苦情の処理その他必要な事項について、千葉県と協力して取り組むよう努めるものとする。

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壤の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したとき又は使用されるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、直ちに、当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずるとともに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。

3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壤に係る情報を周辺関係者に提供するものとする。

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第8条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

第4章 小規模埋立事業の規制

(小規模埋立事業の許可等)

第9条 小規模埋立事業を行おうとする者は、小規模埋立事業に供する区域（以下「小規模埋立事業区域」という。）ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。ただし、当該小規模埋立事業が次に掲げる事業に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。）
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する处分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業
- (3) 開発行為による事業（小規模一時堆積事業を除く。）

2 前項第3号に掲げる小規模埋立事業を行おうとする者は、小規模埋立事業区域ごとに、土砂等を搬入する日の20日前までに市長に届け出なければならない。

(小規模埋立事業に係る土地所有者等の同意)

第10条 前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模埋立事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合は同項第1号から第8号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合は同項第1号から第5号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模埋立事業区域内の土地につき当該小規模埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者（同項に規定する土地の所有者を除く。）の同意を得なければならない。

3 前条第1項、第14条第1項又は第23条第1項の許可（以下この章において「第9条第1項等の許可」という。）を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立事業を施工している間に当該許可に係る小規模埋立事業区域内の土地の所有者が変更したときは、変更後の当該小規模埋立事業区域内の土地の所有者に対し、第17条第2項に規定する土砂等管理台帳、第19条に規定する書類及び図面の写しその他の書類により当該小規模埋立事業の施工の状況を説明し、その同意を得なければならない。

(小規模埋立事業の計画に係る事前協議等)

第10条の2 第9条第1項の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ当該許可又は届出に係る小規模埋立事業の計画について、市長と協議しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による協議において、同項の許可を受けようとする者又は届出をしようとする者に対し、当該許可を受け、又は届出をしようとする小規模埋立事業区域の周辺地域の住民の安全を確保し、その生活環境を保全するために必要な指導を行うものとする。

(許可の申請)

第11条 第9条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面、小規模埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 小規模埋立事業区域の位置及び面積

(3) 現場事務所（土砂等の搬入（小規模一時堆積事業である場合は、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他小規模埋立事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名（現場事務所を当該小規模埋立事業区域に設置することができない場合は、現場事務所と同等の機能を有する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該小規模埋立事業を管理する施工責任者の氏名及び職名）

(4) 小規模埋立事業に使用される土砂等の量

(5) 小規模埋立事業を施工する期間

(6) 小規模埋立事業が完了した場合の小規模埋立事業区域の構造

(7) 小規模埋立事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

(8) 小規模埋立事業が施工されている間において、小規模埋立事業区域以外の地域への当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(9) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項の許可を受けようとする小規模埋立事業が小規模一時堆積事業である場合は、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面、小規模一時堆積事業に供する区域（以下「小規模一時堆積事業区域」という。）及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 年間の小規模一時堆積事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量

(3) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等の堆積の構造

(4) 小規模一時堆積事業区域の表土と小規模一時堆積事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、その構造

(5) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置

(6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(届出)

第11条の2 第9条第2項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に、規則で定める書類及び図面を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 小規模埋立事業区域の位置及び面積

(3) 小規模埋立事業に使用される土砂等の量

(4) 小規模埋立事業を施工する期間

(5) 小規模埋立事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

(6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(申請及び届出の制限)

第12条 第9条第1項の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定による届出をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可の申請又は届出をすることができない。

(1) 小規模埋立事業を施工する期間が1年を超えているとき（当該許可の申請が小規模一時堆積事業に係る申請であるときを除く。）

(2) 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は第31条第1項の規定により命令を受けた者が申請し、又は届け出ようとする場合であって、必要な措置を完了していないとき。

(許可の基準)

第13条 市長は、第11条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は第31条第1項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

- イ 第26条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る我孫子市行政手続条例（平成9年条例第9号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。キにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第26条第1項第3号、第4号、第5号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。
- ウ 第26条第1項の規定により小規模埋立事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- エ 小規模埋立事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ 我孫子市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者
- カ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当するもの
- キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ケ オに掲げる者がその事業活動を支配する者
- (2) 第10条第1項及び第2項に規定する同意を得ていること。
- (3) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所には現場責任者（管理事務所を設置する場合は、施工責任者）を置くこと。
- (4) 小規模埋立事業が1年内に完了すること。
- (5) 小規模埋立事業が完了した場合において、当該小規模埋立事業に使用される土砂等の堆積の構造が、小規模埋立事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (6) 第11条第1項第7号に規定する搬入計画における小規模埋立事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。
- (7) 第11条第1項第7号に規定する搬入計画において、第9条第1項の許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。
- (8) 小規模埋立事業が施工されている間において、小規模埋立事業区域以外の地域への当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- 2 市長は、第11条第2項の規定による申請があった場合において、当該申請が前項第1号から第3号まで及び次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。
- (1) 小規模一時堆積事業区域の構造が、当該小規模一時堆積事業区域以外の地域への小規模一時堆積事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (2) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。
- 3 第11条第1項又は第2項の規定による申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合は、第1項第5号及び第8号並びに前項第1号の規定は、適用しない。
- （変更の許可等）
- 第14条** 第9条第1項の許可を受けた者は、第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 2 第9条第1項の許可を受けた者が第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項又は第27条の規定による命令に従って、当該許可に係る第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に申請しなければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 変更の内容及びその理由
- 4 第1項の許可を受けようとする者は、前項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当

該申請をすることができない。

- (1) 第9条第1項の許可を受けた小規模埋立事業を施工する期間を変更する場合であって、当該期間が満了する日から起算して1年を超えているとき（小規模一時堆積事業に係る申請であるときを除く。）。
 - (2) 第9条第1項の許可を受けた小規模埋立事業区域の面積を変更する場合であって、新たに小規模埋立事業区域となる面積が当該許可を受けた小規模埋立事業区域の面積の10分の5を超えているとき又は変更後的小規模埋立事業区域の面積が3,000平方メートルを超えているとき。
 - (3) 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は第31条第1項の規定により命令を受けた者が申請しようとする場合であって、必要な措置を完了していないとき。
- 5 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。
- 6 第9条第1項等の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、当該軽微な変更をした日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項（第1項及び第23条第1項において準用する場合を含む。）又は第10条第3項の規定により同意をした土地の所有者に通知しなければならない。
- （変更の届出）

第14条の2 第9条第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第11条の2各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、前条第3項各号に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して当該変更しようとする日の10日前までに市長に届け出なければ、当該変更の日以後においては、土砂等を搬入することができない。この場合において、第9条第2項の規定による届出をした者と同項の規定による届出に係る開発行為の許可を受けた者が異なる場合にあっては、当該開発行為の許可を受けた者の同意を得たことを証する書面を当該変更の届出の際に併せて提出しなければならない。

（許可の条件）

第15条 市長は、第9条第1項等の許可に条件を付することができる。この場合において、その条件は、これらの許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

（土砂等の搬入の届出）

第16条 第9条第1項等の許可を受けた者及び同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して当該土砂等を搬入する日前までに市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該土砂等が安全基準に適合していることを証るために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。
- (2) 当該土砂等が、法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的とした土砂等の堆積（次条において「一時的堆積」という。）を行う場所（当該場所において土砂等が発生場所ごとに明確に区分されているものに限る。）から発生し、又は採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証るために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (4) その他当該土砂等について、土壤の汚染のおそれがないと市長が認めたとき。

（土砂等の量等の報告及び土砂等管理台帳の作成等）

第17条 第9条第1項等の許可（当該許可が小規模一時堆積事業に係るものである場合を除く。）を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模埋立事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

- 2 第9条第1項等の許可（当該許可が小規模一時堆積事業に係るものである場合に限る。）を受けた者は、当該許可に係る小規模一時堆積事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記録した土砂等管理台帳（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録。以下同じ。）を作成し、当該許可を受けた日から1年ごとに閉鎖するとともに、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模一時堆積事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。この場合において、当該報告する書面には、土砂等管理台帳の写しを添付しなければならない。

- (1) 当該許可に係る小規模一時堆積事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段
- (2) 当該許可に係る小規模一時堆積事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的堆積が行われたものである場合は、当該一時的堆積が行われた場所（当該場所において土砂等が発生場所ごとに明

確に区分されているものに限る。)

- (3) 当該許可に係る小規模一時堆積事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量
- (4) 当該許可に係る小規模一時堆積事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳
- (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
(地質検査等の報告)

第18条 第9条第1項等の許可を受けた者及び同条第2項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業区域の土壤についての地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

- 2 第9条第1項等の許可を受けた者及び同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(関係書類等の縦覧)

第19条 第9条第1項等の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該許可に係る小規模埋立事業が施工されている間、当該小規模埋立事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを周辺関係者その他当該小規模埋立事業について利害関係を有する者の縦覧に供さなければならない。
(標識の掲示等)

第20条 第9条第1項等の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立事業区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る小規模埋立事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名（管理事務所を設置する場合は、施工責任者の氏名及び職名）その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

- 2 第9条第1項等の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立事業区域と当該区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。
(小規模埋立事業の廃止等)

第21条 第9条第1項等の許可を受けた者及び同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業を廃止し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、当該小規模埋立事業による土壤の汚染又は当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 第9条第1項等の許可を受けた者及び同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業を廃止し、又は2月以上中止するときは、当該廃止し、又は中止した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第9条第1項等の許可及び同条第2項の規定による届出は、その効力を失う。

- 4 市長は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該小規模埋立事業による土壤の汚染がないかどうか及び第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

- 5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による届出に係る小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(小規模埋立事業の完了等)

第22条 第9条第1項等の許可を受けた者及び同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業を完了したときは、当該完了した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模埋立事業による土壤の汚染がないかどうか及び当該届出に係る小規模埋立事業区域が第9条第1項等の許可又は同条第2項の規定による届出の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を前項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第23条 第9条第1項等の許可を受けた者から当該許可に係る小規模埋立事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して市長に申請しな

ければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 謙受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (3) 申請者が第13条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
 - (4) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、前項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請をすることができない。
- (1) 第1項の小規模埋立事業の全部を譲り受けようとする者が第13条第1項第1号アからケまでのいずれかに該当する者であるとき。
 - (2) 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は第31条第1項の規定により命令を受けた者が申請しようとする場合であって、必要な措置を完了していないとき。
- 4 第1項の許可の基準については、第13条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けて小規模埋立事業を譲り受けた者は、当該小規模埋立事業に係る第9条第1項等の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。
- 6 第9条第2項の規定による届出をした者から当該届出に係る事業の全部を譲り受けようとする者は、あらためて同項の規定による届出をしなければならない。

（相続等）

第24条 第9条第1項等の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る小規模埋立事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る小規模埋立事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により第9条第1項等の許可を受けた者の地位を承継した者は、当該承継した日から起算して10日以内にその事実を証する書面を添付して市長に届け出るとともに、第10条第1項（第14条第1項及び前条第1項において準用する場合を含む。）又は第10条第3項に規定する同意をした土地の所有者に通知しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第24条の2 第9条第1項等の許可を受けた者は、自己の名義をもって第三者に当該許可に係る小規模埋立事業を行わせてはならない。当該許可に係る小規模埋立事業の全部又は規則で定める主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においても、同様とする。

（小規模埋立事業に対する措置命令）

第25条 市長は、小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模埋立事業を行う第9条第1項等の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者（第14条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで、又は第14条の2の規定により届出をしなければならない事項を同条の規定による届出をしないで変更した者を除く。）に対し、当該小規模埋立事業を停止し、又は当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、第9条第1項若しくは第2項、第14条第1項又は第14条の2の規定に違反して小規模埋立事業を行った者に対し、当該小規模埋立事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第26条 市長は、第9条第1項等の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模埋立事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第7条第2項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により第9条第1項等の許可を受けたとき。
- (3) 第9条第1項等の許可に係る小規模埋立事業を引き続き1年以上行っていないとき。
- (4) 第10条第1項又は第3項の規定により得た同意の効力が失われたとき。
- (5) 第10条第3項に規定する同意を得ることができないとき。
- (6) 第14条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (7) 第15条の規定により付した条件に違反したとき。

- (8) 第16条から第20条までの規定に違反したとき。
- (9) 第24条第1項の規定により第9条第1項等の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第13条第1項第1号アからケまでのいずれかに該当するとき。
- (10) 第24条の2の規定に違反したとき。
- (11) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第9条第1項等の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る小規模埋立事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

第27条 市長は、第21条第5項、第22条第3項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第28条 第9条第1項等の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該小規模埋立事業について第21条第2項の規定による廃止の届出若しくは第22条第1項の規定による完了の届出をした日又は第26条第1項の規定による第9条第1項等の許可の取消しの通知を受けた日から3年間、当該小規模埋立事業に関するこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録)を保存しなければならない。

2 第9条第1項等の許可(当該許可が小規模一時堆積事業に係るものである場合に限る。)を受けた者は、第17条第2項に規定する土砂等管理台帳を閉鎖後3年間保存しなければならない。

第5章 小規模埋立事業に係る土地所有者等の義務

(小規模埋立事業に係る土地所有者の義務)

第29条 土地の所有者は、第10条第1項(第14条第1項及び第23条第1項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)に規定する同意をしようとするときは、当該同意に係る小規模埋立事業が小規模一時堆積事業以外の小規模埋立事業である場合は当該小規模埋立事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第11条第1項第1号から第8号までに掲げる事項を、当該小規模埋立事業が小規模一時堆積事業である場合は同条第2項第1号から第5号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2 第10条第3項に規定する同意をしようとする土地の所有者は、あらかじめ、第17条第2項に規定する土砂等管理台帳、第19条に規定する書類及び図面の写しその他の書類により当該同意に係る小規模埋立事業の施工の状況を確認しなければならない。

3 第10条第1項又は第3項に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模埋立事業による土壤の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該小規模埋立事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模埋立事業の施工の状況を把握しなければならない。

4 第10条第1項又は第3項に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模埋立事業により土壤の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模埋立事業を行う者に対し当該小規模埋立事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

(小規模埋立事業に係る土地の所有者に対する措置命令)

第30条 市長は、小規模埋立事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、第7条第2項に定めるもののほか、当該小規模埋立事業に係る第10条第1項又は第3項に規定する同意をした土地の所有者に対し、当該小規模埋立事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模埋立事業による土壤の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第25条第1項に定めるもののほか、当該小規模埋立事業に係る第10条第1項又は第3項に規定する同意をした土地の所有者に対し、当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(措置命令等を受けた者から土砂等を譲り受けた者に対する命令等)

第31条 市長は、第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項又は第27条の規定による命令を受けた者が当該命令に係る措置を履行しない場合において、当該命令を受けた者が、当該命令に係る土砂等を譲り渡し、使用させ、収益させ、若しくは担保に供し、又は当該土砂等の管理を委託したときは、これらの譲渡し等を受けた者(以下この条において「土砂等の譲受人等」という。)に対し、当該命令の範囲内において、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。土砂等の譲受人等が当該命令に係る土砂等を譲り渡し、使用させ、収益させ、若しくは担保に供し、又は当該土砂等の管理を委託した場合においても、同様とす

る。

- 2 市長は、第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は前項の規定による命令をしたときは、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示するものとする。
- 3 前項の標識は、第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は第1項の規定による命令に係る埋立事業区域内に設置することができる。この場合において、当該埋立事業区域において土砂等の埋立て等を行う者、当該埋立事業区域に係る土地の所有者、土砂等の譲受人等及び第1項後段に規定する譲渡し等を受けた者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

第6章 雜則

(報告の徵収)

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者又は埋立事業区域の土地の所有者に対し、使用された土砂等が安全基準に適合していること等その土砂等の埋立て等に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所（次項において「事務所等」という。）に立ち入り、帳簿、書類その他の物件（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 市職員は、前項の規定により事務所等に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(許可等に関する意見聴取)

第33条の2 市長は、第9条第1項、第14条第1項又は第23条第1項の許可をしようとするときは、第13条第1項第1号才からヶまでのいずれかに該当する事由（同号才からヶまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号才に係るものに限る。以下同じ。）の有無について、千葉県警察本部長の意見を聞くものとする。

- 2 市長は、第26条第1項の規定による処分をしようとするときは、第13条第1項第1号才からヶまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聞くことができる。

(官公署への照会等)

第33条の3 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、官公署に対し照会し、又は協力を求めることができる。

(公表)

第33条の4 市長は、土壤の汚染及び災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、違反等の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

- (1) 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第26条第1項又は第27条の規定による命令に違反した者
- (2) 第8条第2項の指導に従わずに土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を発生させた者
- (3) 第9条第1項若しくは第2項、第14条第1項、第14条の2又は第23条第1項若しくは第5項の規定に違反して小規模埋立事業を行った者
- (4) 第15条の規定により付された条件に違反して小規模埋立事業を行った者
- (5) 第24条の2の規定に違反して第三者に小規模埋立事業を行わせた者

(手数料)

第34条 第9条第1項の許可を受けようとする者は、許可1件につき2万円の手数料を納付しなければならない。

- 2 第14条第1項又は第23条第1項の許可を受けようとする者は、許可1件につき1万円の手数料を納付しなければならない。

3 市長は、小規模埋立事業が農業の振興に資すると認めるとき、個人が自己の居住の用に供する住宅を建築すると認めるときその他必要があると認めるときは、前各項に規定する手数料を規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第26条第1項、第27条、第30条第1項若しくは第2項又は第31条第1項の規定による命令に違反した者

- (2) 第9条第1項、第14条第1項又は第23条第1項の規定に違反して小規模埋立事業を行った者
- 第37条** 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第9条第2項、第14条の2、第16条又は第23条第6項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして土砂等を搬入した者
 - (2) 第17条第1項若しくは第2項、第18条第1項若しくは第2項又は第32条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第17条第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
 - (4) 第28条第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者
 - (5) 第33条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第6項、第21条第2項、第22条第1項又は第24条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第28条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者
- (3) 第31条第3項後段の規定に違反して、標識の設置を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
(過料)

第40条 市長は、詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の我孫子市埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条又は第9条第1項の規定による許可（以下「既許可」という。）を受けている者は、それぞれ改正後の我孫子市埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条又は第14条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第18条第1項の規定により既許可を受けた者の地位を承継した者であって同条第2項の規定による届出をしていない者については、改正後の条例第23条及び第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現になされている改正前の条例第19条、第20条又は第21条の規定による命令は、なおその効力を有する。
- 5 施行日前にした行為及び前項の規定により、なおその効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 改正後の条例第5章の規定は、施行日前にされた既許可に係る小規模埋立て等については、適用しない。

附 則（平成17年9月30日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する改正後の我孫子市埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項に規定する小規模埋立て事業に係る改正後の条例第9条の規定による許可及び届出、改正後の条例第10条の規定による説明及び同意、改正後の条例第10条の2の規定による協議及び指導、改正後の条例第11条の規定による申請、改正後の条例第11条の2の規定による届出書の提出並びにこれらに關し必要な手續その他の行為は、施行日前においても、改正後の条例第9条から第13条まで及び第15条の規定の例により行うことができる。
(経過措置)
- 3 施行日前に改正前の我孫子市埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第9条、第14条第1項又は第23条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第9条、第14条第1項又は第23条第1項の許可（当該許可に係る事業が改正後の条例第9条第1項第3号に掲げる小規模埋立事業である場合を除く。）を受けている者は、それぞれ改正後の条例第9条第1項、第14条第1項又は第23条第1項の許可を受けた者とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例第9条、第14条第1項又は第23条第1項の許可（当該許可に係る事業が改正後の条例第9条第1項第3号に掲げる小規模埋立事業である場合に限る。）を受けている者は、それぞれ改正後の条例第9条第2項、第14条の2又は第23条第6項の規定による届出をした者とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に発せられている改正前の条例第7条第2項、第25条第1項及び第2項、第26条第1項、第27条、第30条第1項及び第2項並びに第31条第1項の規定による命令は、なおその効力を有する。
- 7 施行日前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。